

# 尾道市旧育雛場跡地活用事業者募集要領

令和3年12月

尾道市市民生活部環境政策課

## 目 次

第1	事業者募集の趣旨及び募集する事業	1
1	事業者募集の趣旨	
2	募集する事業	
第2	対象地の概要等	1
1	対象地	
2	対象地に係る特記事項	
第3	貸付の条件等	2
1	契約の種類	
2	賃貸借期間	
3	貸付価格	
4	貸付物件	
5	事業用定期借地権の登記	
6	賃貸借期間満了時の取扱い	
7	借地権の譲渡・転貸	
8	契約保証金	
9	契約不適合責任	
10	使用状況の調査等	
11	危険負担	
12	保全義務	
13	相隣関係	
第4	応募に関する事項	4
1	募集スケジュール	
2	募集要領等の配布	
3	応募資格	
4	質問の受付及び回答	
5	現地視察	
6	事業提案書等の提出方法	
7	応募に当たっての留意事項	
8	応募の辞退について	
9	応募の無効	
10	募集の終了	
第5	審査に関する事項	8
1	審査方法	
2	プレゼンテーション及びヒアリング	
3	事業候補者の特定及び事業者の内定	

4	審査結果の公表	
5	選定委員会の審査について	
第6	基本協定及び契約に関する事項	10
1	基本協定	
2	事業用定期借地権設定契約	
3	基本協定及び契約の途中終了等	
第7	その他	11
1	参加に当たっての留意事項	
2	その他の留意事項	
第8	問合せ先	12

## 第1 事業者募集の趣旨及び募集する事業

### 1 事業者募集の趣旨

活用事業者を募集する旧育雛場跡地は、御調町の北部地域に位置し、平成11年度に尾道市（旧御調町）が現状有姿で取得した財産であり、取得後、様々な利活用を検討しましたが、実現には至っていません。

近年、猛暑や豪雨災害など、地球温暖化が原因とされる気候変動による影響が深刻化しており、地球温暖化対策として温室効果ガスの排出を削減していく必要があります。

尾道市では、「尾道市環境基本計画（平成19年）」、「第2次尾道市環境基本計画（平成29年）」を策定し、平成25年度から市の未利用地を活用した太陽光発電事業を実施する事業者を募集するなど、未利用地を活用した再生可能エネルギーの普及促進や、公共施設への再生可能エネルギーの導入並びに省エネルギーの推進など、温室効果ガスの排出削減に向けた取組を推進しています。

このような状況のなか、尾道市では、令和2年5月に尾道COOL CHOICEプロジェクトを立ち上げ、同年11月には「ゼロカーボンシティ」を宣言し、2050年までの市内の温室効果ガス（二酸化炭素）排出量実質ゼロの実現に向けて取組を始めました。

こうした取組の一環として、旧育雛場跡地を活用した事業を行う事業者を公募型プロポーザル方式により募集します。

### 2 募集する事業

再生可能エネルギー発電事業や温室効果ガスの排出削減に資する事業（研究開発、実証実験を含む。）で、地域振興や雇用の創出につながる事業

## 第2 対象地の概要等

### 1 対象地（対象地の詳細は、物件調書を参考にしてください。）

種別	所在	面積	備考
土地	尾道市御調町公文字大谷20165番1 外95筆	51,727.31㎡	無番地（旧法定外公共物）を含む。

### 2 対象地に係る特記事項

- （1）対象地の面積は、平成27年度に尾道市で実施した調査測量をした数値です。
- （2）対象地には、尾道市所有の無番地（表題登記のない土地・旧法定外公共物）の3筆を含みます。
- （3）対象地は、平成11年度に尾道市が前所有者から現状有姿で売買により取得したものです。前所有者は、昭和45年頃から対象物件内で育雛場を開設していましたが、尾道市の所有以降は、現状有姿で保有していたものです。

- (4) 対象地には、尾道市所有の次の既存建築物等が存在（平成11年度の対象物件取得時に調査）しています。なお、建物は全て未登記で、アスベスト調査は行っていません。

No	旧用途	構造	延床面積等
①	物置	鉄骨造スレート葺平家建	10.10㎡
②	車庫	鉄骨造スレート葺平家建	50.60㎡
③	事務所	鉄骨造瓦葺平家建	83.90㎡
④	物置	鉄骨造スレート葺平家建	41.04㎡
⑤	物置	鉄骨造スレート葺平家建	75.98㎡
⑥	洗車場	コンクリートスラブ	252.00㎡
⑦	鶏糞焼却場	鉄骨造スレート葺平家建	61.20㎡
⑧	鶏舎	鉄骨造鉄板葺平家建	787.03㎡
⑨	鶏舎	鉄骨造鉄板葺平家建	787.03㎡
⑩	鶏舎	鉄骨造鉄板葺平家建	787.03㎡

- (5) 対象地の地下埋設物調査、地耐力調査及び土壌汚染調査は行っていません。
- (6) 上水道は、給水区域外です。尾道市の所有以前は、地下水を利用していたとの情報はありますが、尾道市の所有以降は地下水の利用もなく、地下水に係るボーリング調査等も実施していません。
- (7) 下水道は、整備計画区域外です。
- (8) 対象地のほとんどが一団の土地となっていますが、その一団の土地内に民有地1筆(3.30㎡)が存在しています。

### 第3 貸付けの条件等

#### 1 契約の種類

原則、借地借家法第23条の規定に基づく事業用定期借地権設定契約とします。  
 なお、契約及び公正証書作成に関する費用は、事業者の負担とします。

#### 2 賃貸借期間

賃貸借期間は10年以上30年未満とし、事業用定期借地権設定契約を締結した日を始期、事業者が提案した事業期間を経過した日を終期とします。

#### 3 貸付価格

年額1,210,000円以上で事業者が提案する価格を貸付価格とします。

貸付価格の改定は、社会経済情勢等が著しく変化した場合に尾道市と事業者で協議のうえ、改定できるものとします。

#### 4 貸付物件

- (1) 対象地全てを現状有姿で貸し付けるものとし、対象地の一部のみの貸付けは行わないものとします。
- (2) 対象地内の建物その他工作物一切について、事前に尾道市の承認を得たうえで、事業者の負担により、解体撤去することができるものとします。既存の建物を残したまま事業を行う際は、事業者において、既存の建物への侵入による事故等を防ぐための侵入防止対策を講じてください。
- (3) 事業者は、対象地内に建築物等を建設する場合、又は対象物件の土地造成工事・建物改修工事を行う場合は、関係法令を遵守するとともに、事業者自らの責任及び費用負担により、各種手続を行うものとします。
- (4) 道路、上下水道、電気、ガス、通信等の敷設については、それらの各関係機関と調整し、事業者自らの責任及び負担により行ってください。

#### 5 事業用定期借地権の登記

事業用定期借地権の登記は、事業者が必要とする場合に事業者の負担により行うものとし、尾道市は登記に協力するものとします。

#### 6 賃貸借期間満了時の取扱い

- (1) 事業者が新たな賃貸借期間を定める契約（事業用定期借地権設定契約の再契約）を希望する場合は、賃貸借期間満了日の1年前までに書面により尾道市の承認を得るものとします。
- (2) 賃貸借期間満了時（再契約をした場合は、再契約後の賃貸借期間満了時）には、事業者が建築した全ての建築物その他一切の物件を収去し、対象地を原状に回復し、尾道市へ返還するものとします。ただし、尾道市が原状に回復させることが適当でないと認められた部分は、現状のまま返還することができるものとします。
- (3) 事業者は、尾道市に対して、建築物及び造作の買取り、立退料、必要費並びに有益費の償還の請求を行うことはできないものとします。

#### 7 借地権の譲渡・転貸

書面による尾道市の事前承諾を得ることなく借地権の譲渡、又は転貸を行うことはできないものとします。

#### 8 契約保証金

事業者は、契約と同時に年額貸付価格（事業者が提案した貸付価格）に相当する額に契約満了時の原状回復に要する経費を基準として、尾道市と事業者で協議のうえ決定した額を加算した額を契約保証金として尾道市に納入するものとします。

なお、契約保証金は、契約の終了後に違約金及び損害金等の債務を控除した残額を無利息で返還するものとします。また、貸付価格が改定されても契約保証金の増減は行わないものとします。

## 9 契約不適合責任

事業者は、契約締結後、対象物件に数量の不足又は隠れた瑕疵などの契約内容に適合しないことを発見しても、賃借料の減免及び減額並びに損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとします。ただし、当該契約の不適合が尾道市の責任によって生じたものであることが明らかな場合に限り、対象物件の引渡しの日から起算して、2年以内に尾道市に対して協議を申し出ることができるものとします。

## 10 使用状況の調査等

尾道市が必要であると認めるときは、対象地の使用状況について調査し、又は所要の報告を求めることができるものとし、事業者はこれに協力する義務を負うものとします。

## 11 危険負担

契約締結の日から対象物件の引渡しの日までの間において、尾道市の責めに帰すことのできない事由により、対象地に滅失、毀損等が生じたことによる損害は事業者の負担とするものとします。

## 12 保全義務

事業者は、対象地の引渡し後、対象地の維持管理、保全に務める義務を負うものとし、対象地の維持管理等に係る費用の一切を負担するものとします。

## 13 相隣関係

事業実施に伴う騒音・振動、燃焼排ガス、粉じんの発生や地下水利用により対象地周辺の地域住民等の住環境に悪影響を及ぼすことなく、地域住民等との交流等に最善を尽くし、地域住民等と良好な関係を築くよう努め、自己の責任と費用負担にて事業実施に係る隣接地との問題を処理するものとし、この場合、事業者は、尾道市に対して問題解決に要した費用その他の請求及び異議、苦情の申立てはできないものとします。

事業者は、事業実施前に地域住民等に対して説明会を実施するなど、丁寧な対応を行うものとします。

# 第4 応募に関する事項

## 1 募集スケジュール

内 容	日 程
募集要領等の公表・配布	令和3年12月1日(水)
質問の受付	令和3年12月1日(水)～12月28日(火)
質問への回答	令和4年1月7日(金)まで随時
現地視察	令和3年12月9日(木)～12月17日(金)

事業提案書等（別紙様式）の提出期間	令和4年2月7日(月)～3月9日(水)
プレゼンテーション及びヒアリング	令和4年3月23日(水)
事業候補者の特定・内定	令和4年3月下旬
事業候補者との契約	令和4年3月下旬

## 2 募集要領等の配布

令和3年12月1日（水）から尾道市のホームページに掲載して配布します。

## 3 応募資格

応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、次に掲げる条件を全て満たしていることを要件とします。

応募に当たっては、他社と連携して共同で応募することもできます（以下「応募グループ」という。）。共同応募をする場合は、応募グループ内から代表する応募者1者を選定し、代表応募者が尾道市との連絡窓口となり契約等諸手続を行うなど、業務遂行の責めを負うものとし、また、応募グループの全構成員についても、以下に掲げる条件を全て満たしていることを要件とします。

- (1) 日本国内に本拠を置く法人であること。
- (2) 自ら提案した事業計画を適切に滞りなく、また長期に実施できる者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項に基づく尾道市の入札参加制限を受けていない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 次に該当する者がいないこと。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
  - ウ 役員等が、自己、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどをしたと認められる者
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
  - オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を過去及び現在において受けている団体及びその代表者、主催者又はその他の構成員



(7) 国税及び地方税に滞納がないこと。

#### 4 質問の受付及び回答

##### (1) 質問の受付期間

令和3年12月1日(水)から12月28日(火)午後5時まで

##### (2) 質問の方法

質問事項は、質疑書に内容を記入の上、原則として電子メール(ファイル添付)にて、尾道市市民生活部環境政策課宛てに提出してください。

【E-mail : [kankyo@city.onomichi.hiroshima.jp](mailto:kankyo@city.onomichi.hiroshima.jp)】

※ 着信を必ず確認してください。

※ ファイル形式は、Microsoft Wordとしてください。

##### (3) 質問への回答方法

質問及びその回答については、令和4年1月7日(金)午後5時までに随時、尾道市ホームページ：<http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/>にて公開します。

なお、本募集を実施する上で、必要と認められる内容についてのみ回答し、それ以外の内容と解されるものについては回答できませんので、御了承ください。

##### (4) 質問への回答内容の取扱い

質問の回答内容によっては、本募集要領の追加・訂正事項となる場合がありますので、尾道市ホームページに掲載された回答内容を御確認の上、応募してください。

#### 5 現地視察

(1) 期間 令和3年12月9日(木)～12月17日(金)の期間で随時

(2) 方法 希望者において現地視察ができます。現地視察を希望される場合は、事前に尾道市市民生活部環境政策課へ連絡してください。市による現地の案内をしますが、敷地内は、草木が繁茂して進入が困難な状況です。

#### 6 事業提案書等の提出方法

##### (1) 提出書類(郵送可)

様式	種類	サイズ
様式1	尾道市旧育雛場跡地活用事業者募集に係る事業提案書(表紙)	A4
様式2	事業提案の概要	A4
様式3	法人概要 【添付書類】 ① 法人登記簿謄本(3か月以内のもの) ② 貸借対照表(3期比較) ③ 損益計算書(3期比較) ④ 定款	A4

	⑤ 必要に応じ、記述内容に関連する説明資料、会社パンフレット等	
様式4	連合体概要 <u>※ (該当する場合のみ)</u> <b>【添付書類】</b> ① 連合体の協定書 (任意様式) ② 構成員全ての法人登記簿謄本 (3か月以内のもの) ③ 構成員全ての貸借対照表 (3期比較) ④ 構成員全ての損益計算書 (3期比較) ⑤ 必要に応じ、様式中 3、4、5 の記述内容に関連する説明資料、会社パンフレット等	A4
様式5	事業計画 (P9 の審査項目及び評価の視点に記載の「事業内容」「事業の運営形態」「地域貢献」の内容が確認できるもの)	A4

(2) 提出期間

令和4年2月7日 (月) から 3月9日 (水) まで

(3) 提出方法

尾道市市民生活部環境政策課に持参又は郵送 (締切当日の消印有効) してください。  
 持参される場合は、土曜日・日曜日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分までとします。

(4) 提出部数

11部 (正本1部、副本10部)

(5) 提出場所

尾道市市民生活部環境政策課  
 〒722-8501 広島県尾道市久保一丁目15-1 (本庁舎1階)

7 応募に当たっての留意事項

- (1) 一者 (応募者及び応募者の構成員を含む。) につき一案のみの応募とします。
- (2) 契約は、事業者の名義にて行います。ただし、特別目的会社等の新法人を設立して事業を実施する場合は、新法人との随意契約により賃貸借を行うことも可とします。
- (3) 単独名義で応募された方が共有名義で契約することはできません。
- (4) 応募グループの構成員は、原則、変更することはできません。やむを得ない事情により、構成員の変更が生じる場合、代表者は、尾道市の承諾を得た上で、変更内容や理由等を書面にて速やかに提出してください。なお、尾道市が承諾しかねる変更等は、応募を無効として取り扱うこととします。
- (5) 応募者が事業候補者に決定された後に、特別目的会社等の新法人を設立して事業を実施する場合は、応募申込書兼受付書等に、特別目的会社等の新法人を設立して事業を実施すること等を記載してください。
- (6) 提出いただいた応募書類は、いかなる場合も返却いたしません。

- (7) 提出後の応募書類の追加・訂正・変更・削除は認められません。
- (8) 応募に際し必要となる費用は、応募者自らにおいて負担してください。

#### 8 応募の辞退について

応募書類の提出後、本事業を辞退する場合は、あらかじめ電話にて連絡の上、辞退届を尾道市市民生活部環境政策課まで提出してください。

#### 9 応募の無効

次に該当する応募は無効とします。

- (1) 応募募集要領に定める応募要件を欠く場合
- (2) 応募書類に事実と異なる記載、又は不備があった場合
- (3) 不正な行為が認められた場合
- (4) 応募者が個別に、本事業の内容を知る意図をもって関係者に不正に接触を持った場合
- (5) その他本事業の遂行にふさわしくないと尾道市が認めた場合

#### 10 募集の終了

- (1) 応募書類提出期限までに、応募者がなかった場合は、本募集は終了します。
- (2) 選定の結果、尾道市の求める一定の基準に達している応募者がいない場合は、事業候補者なしとして、本募集を終了します。
- (3) 本募集の執行に際し、特別の事情が発生した場合においては、本募集は終了します。
- (4) 本募集が終了となった場合において、応募参加者が損失を受けることがあっても、尾道市は補償の責めを負いません。

## 第5 審査に関する事項

### 1 審査方法

本募集要領第4に定める提出書類による書類審査で、応募資格を有すると認められた者を審査対象者とします。

審査対象者について、外部有識者等からなる「尾道市旧育雛場跡地活用事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置し、プレゼンテーション及びヒアリングを実施した上で審査を行い、最優秀の者を事業候補者に、次点の者を次点事業候補者として選定します。

なお、応募が1者のみの場合でも、プレゼンテーション及びヒアリングは行います。

### 2 プレゼンテーション及びヒアリング

#### (1) 実施予定日及び場所

プレゼンテーション及びヒアリングの実施日時及び場所は、別途通知します。

〔実施予定日：令和4年3月23日（水）〕

(2) 出席者

プレゼンテーション及びヒアリングには、応募者及びその構成員のみが出席できるものとし、原則5名までとします。

(3) プレゼンテーションに当たっての留意事項

- ア 提出した書類の内容及びその補足説明についてのみ行い、原則30分以内とします。
- イ 資料の追加配布（提出していない資料のプロジェクターでの投影等を含む。）は認めません。ただし、ヒアリングへの回答として資料が必要な場合は、この限りではありません。

※ 会場には、ノートパソコン、プロジェクター及びスクリーンを用意します。

(4) 審査項目及び評価の視点

審査項目及び評価の視点は、次のとおりとします。

審査項目（評価点）	評価の視点
法人の概要（20点）	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業に関する企画力、技術力、資金力及び経営能力</li><li>・事業者又は連携先の設計、設置工事、運営、維持管理などの実績</li><li>・会社経営の安定化、信用性</li></ul>
事業内容（30点）	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業の目的、目標、期待される効果などが適切かつ具体的に提案されているか。</li><li>・事業規模は妥当か。</li><li>・発生する環境負荷及び負荷低減の対策は十分か。</li></ul>
事業の運営形態（20点）	<ul style="list-style-type: none"><li>・収支計画は具体的なものかどうか。</li><li>・事業期間、住民対応、地域住民への説明、関係法令の手続を含め、事業スケジュールは妥当なものか。</li><li>・施工方法や維持管理方法は妥当か。</li></ul>
地域貢献（20点）	<ul style="list-style-type: none"><li>・雇用の創出や地域産業の活性化、地域との交流など地域振興に資する提案がなされているか。</li><li>・地域防災に貢献できるか。</li></ul>
賃借料の提案額（10点）	<ul style="list-style-type: none"><li>・賃借料(貸付価格)の提案額 (年額1,210,000円以上で事業者が提案する価格)</li></ul>

3 事業候補者の特定及び事業者の内定

- (1) 選定委員会による審査において、事業候補者及び次点事業候補者を選定します。
- (2) 審査結果は、全ての応募者（共同応募の場合は、代表者にのみ）に文書により通知します。なお、審査にかかる質問や異議の申立ては、お受けできません。
- (3) 尾道市は、事業候補者と提案内容や契約内容について確認等を行い、契約を締結する相手として適正であると判断する場合に決定を通知し、当該対象物件の事業者とし

て内定します。

- (4) 契約の締結について合意に至らない場合や、事業候補者が尾道市の交渉相手として不適正であると判断される場合には、次点事業候補者との協議を開始します。

#### 4 審査結果の公表

審査結果については、尾道市ホームページで公表します。

#### 5 選定委員会の審査について

選定委員会において行われる審査は、尾道市が本募集要領等で提示した要件の確認と事業提案等の内容を評価することを目的としており、提案された事業計画に関して、法令等に基づく許認可等の可否について審査を行うものではありません。また、本審査の結果は、許認可等を保証するものではありません。

対象物件の貸付け後の土地建物の利用に当たり、必要となる届出や許認可等については、事業者自らが各関係機関に必要な届出や許認可等を受ける必要がありますので、十分御理解の上、応募してください。

## 第6 基本協定及び契約に関する事項

### 1 基本協定

- (1) 尾道市と選定した事業候補者は、事業実施に向けた基本的事項に関する協議・調整を経て、事業用定期借地権設定契約に向けた双方の協議事項、権利義務等を定めた基本協定を締結するものとします。
- (2) 応募者（応募法人又は応募グループの代表となる法人）を契約当事者とします。
- (3) 事業候補者と基本協定を締結できない、又は基本協定が解除された場合は、次点事業候補者と協定締結の交渉を行うものとします。
- (4) 協定上の地位は、第三者へ譲渡することはできません。

### 2 事業用定期借地権設定契約

- (1) 尾道市と事業者は、基本協定に規定した事項に基づき、事業用定期借地権設定契約を締結するものとします。
- (2) 対象地の貸付価格の決定に当たって、地方自治法第96条の規定による議会での議決が必要な場合は、尾道市議会の議決をもって貸付価格の確定及び契約の締結となります。

### 3 基本協定及び契約の途中終了等

- (1) 尾道市は、次の事由のいずれかに該当すると認めるときは、基本協定を解除し、事業用定期借地権設定契約を締結しない、又は既に締結したこれらの契約を解除することができるものとします。

ア 事業者が、基本協定又は事業用定期借地権設定契約の規定に違反したとき。

イ 事業者が、不正な手段により基本協定、又は事業用定期借地権設定契約を締結したとき。

ウ 事業者が、本募集要領に定める応募要件を欠いたとき。

(2) (1) により基本協定又は事業用定期借地権設定契約を解除した場合において、事業者に損害が生じても、尾道市はこれを一切補償しないものとします。

(3) (1) により基本協定又は事業用定期借地権設定契約を解除した場合には、事業者は、年額貸付価格（事業者が提案した貸付価格）に相当する額を違約金として尾道市に支払うものとします。ただし、契約保証金が納入されている場合は、当該契約保証金を違約金に充当できるものとします。

なお、尾道市が解除により被った損害が、違約金額を超える場合には、事業者は、当該超過損害を賠償しなければならないものとします。

(4) (1) により基本協定又は事業用定期借地権設定契約を解除した場合には、事業者の負担により建築した全ての建築物その他一切の物件を収去し、対象地を原状に回復し、尾道市へ返還するものとします。ただし、尾道市が原状に回復させることが適当でないとして認められた部分は、現状のまま返還することができるものとします。

なお、対象地の返還までの間、貸付価格の1.5倍に相当する額の損害金（日割り計算により算出する。）を尾道市に支払うものとします。

(5) 法令の変更、自然災害等による不可抗力及びその他尾道市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により、事業の継続が不能となったとき、又は対象地が使用できなくなったときは、尾道市と事業者は協議の上、契約を解除することができるものとします。

このとき、尾道市と事業者は、双方とも相手方に損害賠償等を請求することはできないものとし、対象地の原状回復については、尾道市と事業者で協議の上、決定するものとします。

## 第7 その他

---

### 1 参加に当たっての留意事項

(1) 本プロポーザルへの参加、書類の提出及びプレゼンテーションにかかる費用については、全て事業者の負担とします。

(2) 提出書類受理後、事業者の求めによる書類の変更、差替え、再提出及び返却はできません。

(3) 応募いただいた書類の著作権は各事業者に帰属しますが、尾道市が本事業に関する業務にこれを用いる場合は、事業者の了解を得て、これを無償で使用できることとします。

### 2 その他の留意事項

事業提案においては、関係部署や関係者との事前準備や調査、協議等を十分に行ってください。

さい。

- (1) 本募集要領の記載事項と現況が異なる場合には、現況を優先します。
- (2) 当該土地内、上空、隣接地等に電柱、支線等がある場合の移設・撤去等の可否等の取扱いについては、各事業管理者にお問い合わせください。
- (3) 本募集要領に定めのない事項については、関係法令並びに尾道市契約規則、尾道市普通財産売払要綱及び尾道市普通財産貸付要綱の定めるところによります。
- (4) 事業実施に伴う系統連系の電力会社への手続や国の事業計画認定取得については、事業者が行うものとする。
- (5) 提案競技は、本件土地を一括で借り受けて、事業に係る施設整備、管理、運営業務を含む具体的な事業計画全てを対象とする。
- (6) 事業の実施及び提案の評価に当たっては、公表することにより応募者側の権利、競技上の地位その他正当な利益を害するおそれのある非公開の財務状況、特殊な技術、ノウハウ等に係る事項の秘密について、これを保護する。

## **第8 問合せ先**

---

尾道市市民生活部環境政策課 担当 津川 小田

〒722-8501 広島県尾道市久保一丁目15-1 (本庁舎1階)

E-mail:kankyo@city.onomichi.hiroshima.jp

電話：0848-38-9434 fax:0848-38-9293

